

事業所の飲酒運転根絶

取組強化!

令和5年12月からアルコール検知器を用いた酒気帯び確認が義務化されます

今日も飲酒  
してないです

社用車を  
運転するのは、

アルコール  
検知器で

チェック  
してからです!



待って!

安全運転管理者は、下記の業務が義務化されます

令和4年  
4月1日施行

- ✓ 運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること。
- ✓ 酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存すること。

令和5年  
12月1日施行

- ✓ 運転者の酒気帯びの有無の確認を、アルコール検知器を用いて行うこと。
- ✓ アルコール検知器を常時有効に保持すること。

運転後もチェック  
しなきゃならぬ!



警察庁・都道府県警察

